

# 奈良市公報

号外第 15号

平成 17年 7月 28日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 総務課長  
印刷所 株式会社京阪工技社

## 目次

### 告 示

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示	1
放置自転車等の保管	1
なら工藝館の休館	2
放置自転車等の保管	2
道路の位置指定	2
日本脳炎予防接種の実施	2
放置自転車等の保管(2件)	3
奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱の一部を改正する告示	3
放置自転車等の保管	3
道路の位置指定	3
一般競争入札の実施	3
放置自転車等の保管	4
道路の位置指定(2件)	5
放置自転車等の保管(2件)	5
道路の位置指定	5
市営住宅空家入居者の募集	6
市営住宅入居者の募集	6

### 訓 令 甲

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	6
奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部を改正する訓令	6

### 監 査

包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等	7
------------------------	---

### 公 平 委 員 会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	7
地方公務員法の一部改正等に伴う関連規則の整備に関する規則	7

### 公 営 企 業

奈良市水道局会計規程及び奈良市水道局事務専決規程の一部を改正する規程	8
会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示	8

### 選 挙 管 理 委 員 会

選挙人名簿からの抹消	10
------------	----

### 災 害 対 策 本 部

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示	10
-----------------------	----

## 告 示

### 奈良市告示第 263号

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 4月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱(平成 8年奈良市告示第 195号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(平成 17年度の補助金の額の特例)

3 平成 17年度の補助事業に係る第 4 条第 1 号の規定の適用については、同号中「700万円」とあるのは、「850万円」とする。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 18日から施行し、この告示による改正後の奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の規定は、平成 17年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成 17年 4月 18日掲示済)

### 奈良市告示第 264号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 4月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 17年 4月 18日
- 3 移動対象区域  
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 288- 1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。

- 6 引取時間  
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
    - ア 移動費 2,000円
    - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表  
(平成 17年 4月 18日揭示済)

奈良市告示第 265号  
 なら工藝館条例施行規則（平成 12年奈良市規則第 66号）第 3条第 2項の規定により、平成 17年 6月 7日から同月 12日までなら工藝館を休館します。  
 平成 17年 4月 19日  
 奈良市長 鍵 田 忠兵衛  
 (平成 17年 4月 19日揭示済)

奈良市告示第 266号  
 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。  
 平成 17年 4月 19日  
 奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 17年 4月 19日
- 3 移動対象区域  
近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略  
(平成 17年 4月 19日揭示済)

奈良市告示第 267号  
 建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。  
 平成 17年 4月 19日  
 奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	生駒市東生駒一丁目 32番地
申請者氏名	大陽興産株式会社 代表取締役 桑原 富夫

道路の位置	奈良市三松一丁目 18番地の 2 の一部
道路の幅員	4.00メートル
道路の延長	23.05メートル
指定年月日	平成 17年 4月 19日
指定番号	第 16024号

(平成 17年 4月 19日揭示済)

奈良市告示第 268号  
 予防接種法（昭和 23年法律第 68号）第 3条第 1項の規定による日本脳炎予防接種を行いますので、予防接種法施行令（昭和 23年政令第 197号）第 5条の規定により次のとおり公告します。

平成 17年 4月 19日  
 奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 予防接種を受けられる者の範囲
  - 第 2 期 小学校 4 年生及び昨年受けられなかった小学校 5 年生（9 歳以上 13 歳未満のもの）
  - 第 3 期 中学校 3 年生（14 歳以上 16 歳未満のもの）
- 2 予防接種を行う日時及び場所  
別紙のとおり
- 3 接種不適当者
  - (1) 明らかな発熱（37.5 以上）を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー（即時型アレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
  - (4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 接種要注意者
  - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
  - (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (3) 過去にけいれんの既往のある者
  - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- 5 料金  
500円実費徴収。ただし、予防接種法第 24条ただし書の規定により、生活保護世帯からの実費徴収は行わない。
- 6 その他  
不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 17年 4月 19日 揭示済)

奈良市告示第 269号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 4月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 17年 4月 20日
- 3 移動対象区域  
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 4月 20日 揭示済)

奈良市告示第 270号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 4月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 17年 4月 21日
- 3 移動対象区域  
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 4月 21日 揭示済)

奈良市告示第 271号

奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 4月 22日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱(平成 16年奈良市告示第 148号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項を次のように改める。

- 4 委員は、奈良市庁議規程(昭和 40年奈良市訓令甲第 5号)第 3 条に規定する者(市長、助役及び収入役を除く。)をもって充てる。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 22日から施行する。

(平成 17年 4月 22日 揭示済)

奈良市告示第 272号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 4月 22日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 17年 4月 22日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 4月 22日 揭示済)

奈良市告示第 273号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 17年 4月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市あやめ池北二丁目 4 番地の 15
申請者氏名	株式会社 ヒラサワ住宅 代表取締役 金岡 正樹
道路の位置	奈良市法蓮町 70 番地の 1 の一部
道路の幅員	最大 4.0m 最小 4.0m
道路の延長	38.75m
指定年月日	平成 17年 4月 25日
指 定 番 号	第 16014号

(平成 17年 4月 25日 揭示済)

奈良市告示第 274号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 4月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工 事 名 芝辻大森線街路改良工事(大宮町一~二丁目地内)
  - (2) 工事場所 奈良市大宮町一~二丁目地内

- (3) 工期 契約の日から平成 18年 3月 27日まで
- (4) 工事概要 工事延長 267.0m  
 道路土工 一式  
 地盤改良 一式  
 構造物撤去工 一式  
 舗装工 一式  
 排水構造物工 一式  
 縁石工 一式  
 道路付属施設 一式  
 構造物撤去工 一式  
 付帯工 一式  
 1800\* 1000ボックスカルバート 一式
- (5) 予定価格 128,345千円(消費税及び地方消費税を除く)
- (6) 最低制限価格 85,99千円(消費税及び地方消費税を除く)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
 2 社または 3 社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。
- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級が A に格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の 10分の 6 とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す場所及び日時
- (1) 日時  
 平成 17年 4月 25日から 5月 12日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)
- (2) 奈良市財務部監理課  
 なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。
- 4 入札の場所及び日時  
 奈良市役所 入札室  
 平成 17年 5月 13日 午後 2時 30分
- 5 入札保証金に関する事項  
 入札に際しては、奈良市契約規則第 4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第 2号に該当する場合は、これを免除します。
- 6 入札の無効  
 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札  
 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

## 7 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)
- ウ 委任状
- エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し(各構成員)
- オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し(各構成員)

## (2) 入札参加申請方法

平成 17年 4月 26日から 4月 28日までの午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、奈良市財務部監理課に(1)の書類を持参してください。

## 8 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関  
 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。
- (2) 入札参加者の決定通知  
 平成 17年 5月 2日までに、共同企業体の代表者に通知します。

## 9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
 奈良市財務部監理課工事入札係  
 電話 0742- 34- 4743

(平成 17年 4月 25日揭示済)

## 奈良市告示第 275号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 4月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成 17年 4月 25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略  
(平成 17年 4月 25日 揭示済)

奈良市告示第 276号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 17年 4月 26日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	生駒市東生駒一丁目 32番地
申請者氏名	大陽興産株式会社 代表取締役 桑原 富夫
道路の位置	奈良市二名三丁目 95番地の 7 の一部
道路の幅員	最大 4.0m 最小 4.0m
道路の延長	12.51m
指定年月日	平成 17年 4月 26日
指 定 番 号	第 17003号

(平成 17年 4月 26日 揭示済)

奈良市告示第 277号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 17年 4月 26日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目 6 番 8
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市あやめ池南六丁目 116番地の 5 の一部
道路の幅員	最大 4.1m 最小 4.1m
道路の延長	25.11m

指定年月日	平成 17年 4月 26日
指 定 番 号	第 17001号

(平成 17年 4月 26日 揭示済)

奈良市告示第 278号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。  
平成 17年 4月 26日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成 17年 4月 26日
  - 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略  
(平成 17年 4月 26日 揭示済)

奈良市告示第 279号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。  
平成 17年 4月 27日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成 17年 4月 27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略  
(平成 17年 4月 27日 揭示済)

奈良市告示第 280号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。  
平成 17年 4月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市六条町 11番 4
申請者氏名	株式会社 栗実住宅 代表取締役 古川 好男



策課長」に改め、同表調査研究部会の項中「中央図書館次長」を「中央図書館主査」に改め、同表市民運動推進部会の項中「地域振興課長」を「市民課長」に、「市民課長 住民課長」を「市民サービス課長 西部出張所住民課長」に改め、同表重要課題推進部会の項中「市民生活課長 衛生課長」を「衛生課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 17年 4月 26日から施行し、この訓令による改正後の奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の規定は、同月 1日から適用する。

(平成 17年 4月 26日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 5 号

地方自治法第 252条の 32第 2 項の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成 17年 4月 25日

奈良市監査委員	吉 田 肇
同	中 嶋 肇
同	土 田 敏 朗
同	吉 田 文 彦

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

以呂免 義 雄

奈良市西登美ヶ丘八丁目 6 番 14号

酒 井 清

兵庫県川西市美山台 1 丁目 1 番 44号

牧 野 康 幸

大阪府池田市石橋 4 丁目 11番 18号

谷 澤 美佐子

神戸市中央区加納町 2 丁目 3 番 7号

小 室 将 雄

大阪市淀川区木川西 4 - 4 - 16- 709

村 上 恵 美

大阪府豊中市東寺内町 10番 36グリーンパークハイツ 704号

壬 生 裕 子

大阪市西区北堀江 4 丁目 12番 10号グランドメゾン長堀 613号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成 17年 4月 21日から平成 18年 3月 31日まで

(平成 17年 4月 25日揭示済)

公 平 委 員 会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 4月 26日

奈良市公平委員会

委員長 森 田 功

奈良市公平委員会規則第 1 号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41年奈良市公平委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び教育公務員特例法(昭和 24年法律第 1 号)第 21条の 5 第 3 項」を削る。

別表の備考に次のように加える。

11 この表中「主任」とは、奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 43年奈良市規則第 2 号)別表第 1 職務の級に定める 6 級に限る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成 17年 4月 1日から適用する。

(平成 17年 4月 26日揭示済)

地方公務員法の一部改正等に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 17年 4月 26日

奈良市公平委員会

委員長 森 田 功

奈良市公平委員会規則第 2 号

地方公務員法の一部改正等に伴う関連規則の整備に関する規則

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第 1 条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和 39年奈良市公平委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条第 7 項」を「第 8 条第 8 項」に改める。

第 14条第 2 項中「3 月」を「6 月」に改める。

(奈良市職員団体の登録に関する規則の一部改正)

第 2 条 奈良市職員団体の登録に関する規則(昭和 41年奈良市公平委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条第 4 項」を「第 8 条第 5 項」に改める。

(奈良市公平委員会議事規則の一部改正)

第 3 条 奈良市公平委員会議事規則(昭和 46年奈良市公平委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 11条第 4 項」を「第 11条第 5 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則第 14条第 2 項の規定は、第 1 条の規定による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第 14条第 2 項の規定による期間がこの規則の施行後に満了する再審の請求について適用する。  
(平成 17年 4 月 26日 揭示済)

## 公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 8 号

奈良市水道局会計規程及び奈良市水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17年 4 月 25日

奈良市水道事業管理者  
中 尾 一 郎

奈良市水道局会計規程及び奈良市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

(奈良市水道局会計規程の一部改正)

第 1 条 奈良市水道局会計規程(昭和 57年奈良市水道局管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 118条第 1 項及び第 124条中「総務課長」を「予算総括課長」に改める。

(奈良市水道局事務専決規程の一部改正)

第 2 条 奈良市水道局事務専決規程(昭和 41年奈良市水道局管理規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条課長共通の部分の次に次の経営管理課長の部分を加える。

経営管理課長

(1) 予算各節の流用

第 4 条総務課長の部分の第 6 号を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市水道局会計規程及び奈良市水道局事務専決規程の規定は、平成 17年 4 月 1 日から適用する。

(平成 17年 4 月 25日 揭示済)

奈良市水道局告示第 20号の 2

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 4 月 25日

奈良市水道事業管理者  
中 尾 一 郎

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示

会計帳簿等の様式に関する規程(昭和 44年奈良市水道局告示第 7 号)の一部を次のように改正する。

別記第 66号様式中「総 務 課」を「予

算 総 括 課」に改める。

別記第 68号様式を次のように改める。

附 則

この告示は、平成 17年 4月 25日から施行し、この告示による改正後の会計帳簿等の様式に関する規程の規定は、同月 1日から適用する。

(平成 17年 4月 25日揭示済)

**選挙管理委員会**

奈良市選挙管理委員会告示第 30号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 28条の規定により、平成 17年 3月 31日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 4月 20日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消年月日  
平成 17年 4月 20日
- 2 抹消した者の氏名等  
別冊のとおり

別冊省略

(平成 17年 4月 20日揭示済)

**災害対策本部**

奈良市災害対策本部告示第 1号

企画情報第一班 (企画課長)	企画課に所属する職員	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 気象情報の収集及び伝達に関すること。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
企画情報第二班 (合併対策室長)	合併対策室に所属する職員	
企画情報第三班 (交通政策課長)	交通政策課に所属する職員	
企画情報第四班 (文化振興課長)	文化振興課に所属する職員	

を

企画情報第一班 (企画政策課長)	企画政策課に所属する職員	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 気象情報の収集及び伝達に関すること。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
企画情報第二班 (交通政策課長)	交通政策課に所属する職員	
企画情報第三班	文化振興課に	

に、「企画情報第五班」を「企画情

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 4月 22日

奈良市災害対策本部長  
鍵 田 忠 兵 衛

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成 14年奈良市災害対策本部告示第 1号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項の表企画部の項中「・企画情報第六班」を削り、同表財務調査部の項中「財務調査協力第一班・財務調査協力第二班」を「財務調査協力班」に改め、同表市民生活部の項中「連絡第一班・連絡第二班」を「連絡班」に改め、「救護第二班」の次に「・救護第三班・救護第四班」を加え、同表清掃部の項中「清掃協力班」を「清掃協力第一班・清掃協力第二班」に改め、同表水道部の項中「給水第一班・給水第二班」を「給水班・復旧班」に改め、同表消防部の項中「警防第六班」の次に「・警防第七班」を加え、同条第 2項中「東寺林支部」の次に「・月ヶ瀬支部、都祁支部」を加える。

第 5条第 3項第 1号中「給水部長、浄水部長」を「技術部長」に改める。

第 8条第 1項中「出張所長」の次に「・行政センター所長」を加える。

別表第 1 企画部の部中

予備費充当伺簿

第68号様式(第12条関係)

決 年 月 日	裁 日	予算				包括			課 長	次 長	部 長	理 者	由	科目			予 算 額	充 当 額	累 計	残 額	充 月	日	通 番 号	知 号	課 名	
		係 員	長	補 佐	主 幹	課	幹	長						款	項	節										
				</																						

班 (文化振興課長)	所属する職員	
---------------	--------	--

報第四班」に、「企画情報第六班」を「企画情報第五班」に改め、同表財務調査部の部中

財務調査協力 第一班 (監理課長)	監理課に所属 する職員	1 部内各班への協力に関する こと。 2 その他本部長の命ずる指示事 項に関する こと。
財務調査協力 第二班 (政策調整室 長)	政策調整室に 所属する職員	

を

財務調査協力 班 (監理課長)	監理課に所属 する職員	1 部内各班への協力に関する こと。 2 その他本部長の命ずる指示事 項に関する こと。
-----------------------	----------------	--

に改め、同表市民生活部の部連絡第

一班の項を次のように改める。

連 絡 班 (市民サービ ス課長)	市民サービ ス課に所属する 職員	1 各支部との連絡調整に関する こと。 2 関係民間団体の活用及び連絡 調整に関する こと。 3 ボランティアの受入れ、活用及 び連絡調整 に関する こと。 4 応急食糧の運搬及び配分に関 する こと。 5 所管施設に係る被害状況の調 査及び報 告に関する こと。
-------------------------	------------------------	---

別表第 1 市民生活部の部連絡第二班の項を削り、同部中

救 護 第 二 班 (奈良診療所 長)	奈良診療所に 所属する職員	1 傷病者の応急手当等救護に関 する こと。 2 所管施設に係る被害状況の調 査及び報 告に関する こと。
---------------------------	------------------	---

を

救 護 第 二 班 (奈良診療所 長)	奈良診療所に 所属する職員	1 傷病者の応急手当等救護に関 する こと。 2 所管施設に係る被害状況の調 査及び報 告に関する こと。
救 護 第 三 班 (都祁診療所 長)	都祁診療所に 所属する職員	
救 護 第 四 班 (月ヶ瀬診療 所長)	月ヶ瀬診療所 に所属する職 員	

に改め、同表清掃部の部中

清掃協力班 (リサイクル 推進課長)	リサイクル推 進課に所属す る職員	1 部内各班への協力に関する こと。 2 その他本部長の命ずる指示事 項に関する こと。
--------------------------	-------------------------	--

を

清掃協力第一 班	施設移転推進 室に所属する	1 部内各班への協力に関する こと。 2 その他本部長の命ずる指示事 項に関する
-------------	------------------	---

(施設移転推進室長)	職員	ること。
清掃協力第二班 (リサイクル推進課長)	リサイクル推進課に所属する職員	

に改め、同表水道部の部庶務班の項

中「業務部総務課長」を「経営管理課長」に、「業務部総務課、企画課、情報管理室」を「経営管理課、情報管理室、業務部総務課」に改め、同部給水第一班の項中「給水第一班」を「給水班」に、「料金課」を「料金お客様課」に改め、同部給水第二班の項中「給水第二班」を「復旧班」に、「及び漏水対策課」を「、漏水対策課及び工務課」に改め、同表水源班の項中「、工務課」を削り、同表教育部の部教育協力第一班の項中「中央公民館長」を「生涯学習センター館長」に、「中央公民館、生涯学習センター」を「生涯学習センター、中部公民館、西部公民館」に、「公民館及び生涯学習センター」を「生涯学習センター及び公民館」に改め、同表教育部の部教育協力第二班の項中「及び西部図書館」を「、西部図書館及び北部図書館」に改め、同表消防部の部中

警防第三班 (東消防署長)	東消防署、南部分署及び東部分署に所属する職員	1 水・火災及びその他の災害現場における消防活動並びに防災業務に関すること。 2 人命救助に関すること。
警防第四班 (中消防署長)	中消防署及び西大寺分署に所属する職員	3 避難者の誘導に関すること。 4 現場における広報に関すること。
警防第五班 (西消防署長)	西消防署及び富雄出張所に所属する職員	
警防第六班 (北消防署長)	北消防署及び佐保分署に所属する職員	

を

警防第三班 (中央消防署長)	中央消防署、佐保分署及び南部分署に所属する職員	1 水・火災及びその他の災害現場における消防活動並びに防災業務に関すること。 2 人命救助に関すること。
警防第四班 (南消防署長)	南消防署及び西大寺分署に所属する職員	3 避難者の誘導に関すること。 4 現場における広報に関すること。
警防第五班 (西消防署長)	西消防署及び富雄出張所に所属する職員	
警防第六班 (北消防署長)	北消防署に所属する職員	
警防第七班 (東消防署長)	東消防署、東部分署及び月ヶ瀬分署に所属する職員	

に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 支部の所掌事務

所 掌 事 務	
支 部	1 管内の災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 本部事務局及び市民生活部の連絡班との連絡に関すること。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ol style="list-style-type: none"><li>3 各種民間団体の活用及び連絡調整に関する事。</li><li>4 管内の被害状況調査における財務調査部の調査第一班、調査第二班及び調査第三班への協力に関する事。</li><li>5 救助部各班への協力に関する事。</li><li>6 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。</li><li>7 土木、農林、簡易水道及び下水道施設等の応急復旧等に関する事。<br/>(月ヶ瀬支部及び都祁支部のみ)</li></ol> |
|--|---|

附 則

この告示は、平成 17年 4月 22日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同月 1日から適用する。

(平成 17年 4月 22日揭示済)